

～あなたの豊かな知識・技術・経験を地域の課題解決やまちづくりに活かしませんか～

生涯学習人材登録制度

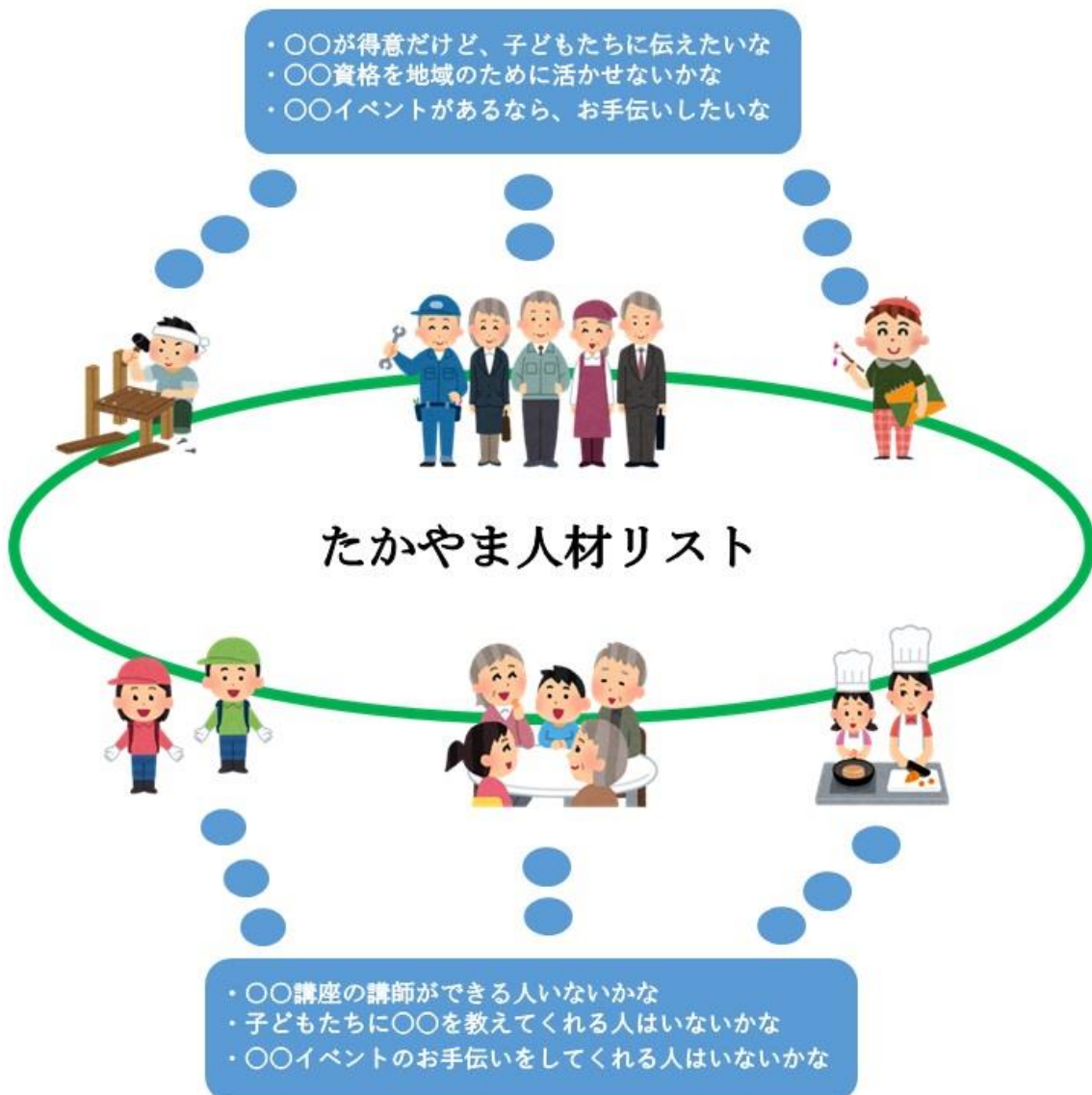
生涯学習人材登録制度とは

高山市では、「学びの場とその成果を活かすことができる環境」、「誰もが生涯にわたって学べる環境」を実現するため、知識や経験を地域の課題解決や魅力づくりなどの取り組みに活かせる「地域づくり型生涯学習」の充実をすすめています。

「生涯学習人材登録制度」は、専門家に限らず、豊富な知識や技術・経験を持ち地域のために役立たいという方に「たかやま人材リスト」に登録いただき、指導者や協力者を求める団体等とつなぐ制度です。

また、登録している個人や団体、高齢者等が、地域で講師を務めるなど、これまで培ってきた知識・技術・経験を社会で活かし活躍できる環境づくりの推進を目的としています。

たかやま人材リストのイメージ



たかやま人材リストの活用 ～講演会や講座などで「たかやま人材リスト」を活用してみませんか？～ **活用**

人材リストは、原則として市内に在住、在勤若しくは在学する個人及び市内に活動拠点を置く団体が活用できます。活用にあたっては次の点にご注意ください。

1. 活用者は、自ら登録者と交渉すること。
2. 登録者に支払う費用は、材料費等の実費を除き原則無償とするが、謝礼、交通費等を要する場合は、本制度の目的をふまえ、登録者と活用者で協議すること。
3. 活用に伴う登録者の賠償責任保険や補償保険については、活用者が対応すること。
4. 登録者と活用者の交渉や活動中等のトラブル、事故については、当事者間で協議し解決すること。

活用の報告

活用者は、登録者に依頼して活用した結果について、1カ月以内に活用報告書（別記様式第4号）を提出してください。

たかやま人材リストへの登録 ～あなたの知識や経験を地域のために役立てませんか？～

登録の基準

1. 市内に在住、在勤若しくは在学する個人又は市内に活動拠点を置く団体に、自己の知識や技術、経験を地域のために役立てようとする意志があり、求めに応じて指導又は協力ができること。
2. 暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
3. 政治活動、宗教活動、営利を目的としないこと。
4. 公序良俗に反しないこと。
5. その他登録することが不相当と認められる事実がないこと。

申請

登録を希望する方・団体は、生涯学習人材登録票（別記様式第1号）を提出してください。

登録・公開

申請に基づき、生涯学習人材として「たかやま人材リスト」に掲載し、生涯学習課窓口やホームページなどで公開します。登録の有効期間は、登録日の属する年度の翌々年度末までです。

活動の報告

登録者は、依頼を受けて活動した結果について、1カ月以内に活動報告書（別記様式第3号）を提出してください。

詳細は、下記URLやQRコードより、ホームページをご覧ください。
登録表や報告書の様式も、ホームページにあります。



HPのQRコード

問合せ先

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 高山市市民活動部生涯学習課

TEL:0577-35-3155 FAX:0577-35-3414 e-mail:shougaigakushuu@city.takayama.lg.jp

HP <https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000021/1000118/1008655.html>

